

議案第5号

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正す
る条例を次のとおり制定する。

平成21年3月26日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第30号）の一部を次のように改正する。

第11条中「規定により算定される」の次に「所得割額又は」を加える。

第13条第1項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同項第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が施行令第15条第1項第4号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者 前号に定める額に当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額

第13条に次の1項を加える。

3 基礎控除後の総所得金額等が580,000円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

第14条中「及び第2号」を「から第2号まで」に改める。

附則第4条中「、第14条」を「若しくは第14条」に、「附則第8条まで」とし、「被保険者均等割額」とあるのは、「被保険者均等割額又は所得割額」を「附則第8条まで若しくは附則第10条」に改める。

附則第5条中「以下の」を「を超えない」に改める。

附則に次の1条を加える。

（平成21年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第10条 平成21年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第13条及び第14条の規定にかかわらず、広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の9を乗じて得た額を控除した額とする。

2 平成21年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得し又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第13条及び第14条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額について第12条の規定により月割をもって算定した額とする。

3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成21年度分の保険料について適用し、平成20年度分の保険料については、なお従前の例による。